

平成30年度

北多摩北部地域保健医療協議会  
くらしの衛生部会

会 議 録

平成31年2月12日  
多摩小平保健所



1 開催日時 平成31年2月12日(火曜日)  
午後1時15分から午後2時45分まで

2 会場 多摩小平保健所 1階 講堂

3 北多摩北部地域保健医療協議会 暮らしの衛生部会委員

氏名	現職
平野 功	一般社団法人清瀬市医師会長
北村 晃	一般社団法人東京都東久留米市歯科医師会長
石塚 卓也	一般社団法人東村山市薬剤師会長
廣瀬 幸男	警視庁小平警察署長
大山 房七	北多摩北部食品衛生協会会長
榎本 晃浩	小平環境衛生協会会長
奥澤 康司	元東京都福祉保健局食品医薬品安全担当部長
西村 一弘	公益社団法人東京都栄養士会長
小山 康子	公募委員
八巻 浩孝	清瀬市健康福祉部長
内野 寛香	東久留米市福祉保健部長
青柳 元久	西東京市健康福祉部ささえあい・健康づくり担当部長
山下 公平	東京都多摩小平保健所長

(敬称略)

4 欠席委員

- ・清瀬市医師会長 平野委員
- ・東村山市薬剤師会長 石塚委員
- ・警視庁小平警察署長 廣瀬委員

## 5 出席保健所職員

- ・井上企画調整課長
- ・福田生活環境安全課長
- ・桑波田保健対策課長
- ・筒井地域保健推進担当課長

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 所長挨拶

### 3 委員及び保健所幹部職員紹介

### 4 議 事

#### (1) 地域保健医療推進プランについて

#### (2) 情報提供

ア 平成30年度課題別地域保健医療推進プランの取組について  
「地域の公共交通機関を活用した薬物乱用防止の情報発信」

イ 旅館業法施行条例の一部改正について

ウ 食品衛生法等の一部改正について（HACCPなど）

エ 食中毒の発生について

オ 「北多摩北部保健医療圏栄養・食生活連携会議」及び「食を通じた地域の健康づくりネットワーク会議」について

カ 東京都受動喫煙防止条例について

#### (3) その他

### 5 閉 会

開会：午後1時14分

【福田生活環境安全課長】 定刻となりました。ただ今から平成30年度北多摩北部地域保健医療協議会くらしの衛生部会を開催いたします。

議事までの間、司会進行を務めさせていただきます、私は多摩小平保健所生活環境安全課長の福田と申します。よろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、多摩小平保健所長の山下より御挨拶を申し上げます。

【山下多摩小平保健所長】 皆様、こんにちは。多摩小平保健所所長の山下でございます。本日は年度末に向けての大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日頃から北多摩北部地域保健医療協議会の運営並びに保健所の様々な業務への御理解と御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

このくらしの衛生部会でございますが、北多摩北部地域保健医療協議会の部会の一つとしまして、生涯を通じた健康づくりの推進のほか、感染症対策や健康危機管理の推進、また、医薬品や食の安全をはじめとする生活環境の安全・安心の確保などを所掌事項としております。

昨年度は、推進プランの改定作業を行いました関係で、くらしの衛生部会単独での開催はございませんでしたが、本日は平成30年度から平成35年度までを計画期間とする新しい推進プランができて初めての部会になります。推進プラン初年度の進捗状況の報告のほか、関係法令の改正など、情報提供させていただく項目が大変多くなってございます。そうした法令改正、条例制定等の背景には、2020東京大会を来年に控えておりまして、インバウンドの方々の増加への備えといったこともございます。

本日は、限られた時間ではございますが、委員の皆様からは忌憚のない御意見をいただければと思っております。

以上、簡単ではございますが、部会開会にあたりまして、私からの御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【福田生活環境安全課長】 続きまして、次第の3、委員及び保健所幹部職員の紹介に入らせていただきます。机にお配りした座席表と出席者名簿を御覧ください。

窓側の事務局側から、東久留米市歯科医師会長、北村委員でございます。

【北村委員】 よろしくお願ひします。

【福田生活環境安全課長】 北多摩北部食品衛生協会会長、大山委員でございます。

【大山委員】 よろしくお願ひします。

【福田生活環境安全課長】 小平環境衛生協会長、榎本委員でございます。

【榎本委員】 よろしくお願ひします。

【福田生活環境安全課長】 元東京都福祉保健局食品医薬品安全担当部長、奥澤部会長でございます。

【奥澤部会長】 よろしくお願ひします。

【福田生活環境安全課長】 公益社団法人東京都栄養士会長、西村委員でございます。

【西村委員】 西村でございます。よろしくお願ひいたします。

【福田生活環境安全課長】 公募委員の小山委員は10分ほど遅れるという御連絡をいただいております。

清瀬市健康福祉部長、八巻委員でございます。

【八巻委員】 よろしくお願ひいたします。

【福田生活環境安全課長】 東久留米市福祉保健部長、内野委員でございます。

【内野委員】 よろしくお願ひいたします。

【福田生活環境安全課長】 西東京市健康福祉部ささえあい・健康づくり担当部長、青柳委員でございます。

【青柳委員】 よろしくお願ひいたします。

【福田生活環境安全課長】 多摩小平保健所長、山下委員でございます。

【山下委員】 よろしくお願ひいたします。

【福田生活環境安全課長】 なお、清瀬市医師会長、平野委員でございますが、所用のため欠席との御連絡をいただいております。

引き続き、保健所幹部職員を紹介させていただきます。

企画調整課長の井上でございます。

【井上企画調整課長】 よろしくお願ひいたします。

【福田生活環境安全課長】 保健対策課長の桑波田でございます。

【桑波田保健対策課長】 よろしくお願ひいたします。

【福田生活環境安全課長】 地域保健推進担当課長の筒井でございます。

【筒井地域保健推進担当課長】 よろしくお願ひいたします。

【福田生活環境安全課長】 歯科保健担当課長の田村につきましては、所用によりまして欠席させていただきます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

座席表、出席者名簿のほかに、ダブルクリップで留めたA4判の資料をお配りしております。会議次第のほか、資料1から資料14までを御用意しております。

また、この他に、「北多摩北部保健医療圏地域保健医療推進プラン」の冊子（会議用）をお配りしております。御確認をお願いいたします。

過不足などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

本日の会議、会議録及び会議資料につきましては、協議会設置要綱により原則公開とされております。会議録は、後日、ホームページに掲載いたします。

また、記録・広報用に会議中の写真を撮影させていただきますので、併せて御了承をお願いいたします。

それでは、ここからの進行は奥澤部会長をお願いをしたいと思います。

奥澤部会長、よろしくをお願いいたします。

**【奥澤部会長】** 改めまして、部会長を仰せつかっております奥澤でございます。

これまで、協議会や改定作業部会で皆さんとお会いしておりましたけれども、このメンバーでくらしの衛生部会を単独で開催するのは初めてとなります。

限られた時間ではございますが、効率的に議事を進めてまいりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、早速ですが、議事に入りたいと思います。

まず、議事（1）「地域保健医療推進プランについて」事務局より説明をお願いいたします。

**【井上企画調整課長】** よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元の資料3、4、5を、まとめまして説明をさせていただきたいと思っております。

資料3につきましてですけれども、北多摩北部地域保健医療推進プランの推進方法について記載しております。

資料の左を御覧ください。地域保健医療協議会及びこの部会を含めた3つの部会におきまして、個別プランの取組状況の把握、重点プランの進行管理、先進事例等の報告を行ってまいります。

初めに、個別プランの取組状況の把握についてです。33項目あります個別プランについて、現状、課題、成果、保健医療の指標の達成状況を各部会で把握いたしまして、目標



達成に向け協議をしております。

また、その下の※で示しますように、初年度の平成30年度、そして中間評価の平成32年度、最終評価の平成35年度には、全プラン33項目につきまして評価をしていくということになっております。それ以外の年度につきましては、重点プランと共通項目、合わせまして19項目ございますが、こちらを把握するという形で、評価時とそれ以外の年次で、少しめり張りをつける形で把握をしております。

次に、重点プランの進行管理でございます。重点プランは7項目ございまして、各部会で目標達成に向けて協議をしております。さらに、各実施主体における先進事例や連携・協働による好事例を報告していただきまして、各部会や協議会で紹介しております。

右を御覧いただきますと、年度の表記が平成となっておりますけれども、平成32年度の中間評価では、指標の達成状況を把握・評価いたしまして、次期計画に向けた課題を明確にいたしまして、これらを平成35年度最終評価及び次期計画の改定に反映させたいというように計画しております。

続きまして、資料4を御覧ください。こちらにつきましては、協議会及びその下に3つの部会がございまして、それぞれの部会で所掌する事項につきまして、項目を記載しているところでございます。この詳しい資料が資料5となります。こちらを御覧ください。

資料5のつくりといたしましては、一番左側に項目を記載しております。それぞれの項目別にプランの内容が記載されておまして、次に都の共通項目として選ばれているもの及び重点項目についてそれぞれ印を表示しております。ページ表記の次の項目が所掌部会となりまして、所掌する部会の欄に●を記載しております。また、指標の内容、その次に、その指標をどうしていくのか、目標値を掲げておまして、その指標をどのように把握していくのかという把握方法を記載しております。一番右端には、先程も御紹介いたしました取組状況の内容などにつきまして、市に作成していただく項目につきましては★をつけているという表になっております。

1枚おめくりいただきまして、ちょうど真ん中になりますけれども、全部で33項目のうち、くらしの衛生部会につきましては所掌項目が10項目という形でまとめているものがございます。

こうした内容に沿いまして、本日のくらしの衛生部会におきましてベースラインとなるような現状の実態、また、先進事例につきまして御報告をさせていただきたいと思っております。

資料3、4、5については以上でございます。

【福田生活環境安全課長】　　続きまして、資料6を御覧ください。北多摩北部保健医療圏地域保健医療推進プラン取組状況シートにつきまして御説明をさせていただきます。

こちらは個別事項ごとに実施主体、具体的に言えば市と保健所になりますけれども、どのような目標を持ち、どのような状況で取り組んでいるかという状況を記載したシートになります。

個別事項というのは、一番上に事項がありまして、例えば1ページで言いますと、食を通した健康づくりの充実、2ページでは健康危機管理体制の充実、3ページでは医薬品等の安全確保・適正使用の推進等々、推進プランにかかわる事項が記載をされております。

左側の縦軸を御覧いただきますと、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市というように、実施主体である市がそれぞれどのような達成目標や取組状況、そして、指標に対しての取組状況について記載したものです。一番下には、多摩小平保健所の状況となっております。

今年度はプランが始まった年になりますので、一番起点となる年の取組状況等々が記載をされております。

いろいろな取組がありますが、例えば5ページを御覧ください。こちらは、食品の安全確保の推進についてです。具体的には食中毒などの対策になりますので、市の取組は直接的にはございませんので斜線が引いてあります。保健所としましては、食品安全推進計画に基づく食品対策の推進や食中毒対策に取り組むというものが平成35年の達成目標にありまして、平成30年度の取組状況を御覧いただきますと、例えば、寿司チェーン店で発生した食中毒調査を迅速に実施し、都内のプレス発表の事例となったということに記載してございます。これは後ほど、議事(2)の情報提供として、具体的に担当から御説明いたします実際の事例となっております。このような取組を取組状況シートで御報告しております。

続きまして、資料7を御覧ください。こちらは推進プランの先進的な事例の報告になります。本部会としましては3項目について報告がございまして、食を通した健康づくりでは小学校の栄養に関する事例を、食品の安全確保では小平市社会福祉協議会の食中毒対策の事例を、感染症対策の推進では小平市社会福祉協議会のマニュアル作成の事例を記載しております。

資料6と7の説明は以上になります。

【奥澤部会長】 　ただ今事務局から推進プランの推進方法、部会所掌項目のほか、個別プランの取組状況や先進事例等について報告がありました。

この件について、何か御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

．．．

私から1点だけよろしいでしょうか。確認ですが、資料6の平成30年度の報告というのは、これはいわゆる今年度の実績ということですよ。

【福田生活環境安全課長】 　そのとおりです。まだ終わってはおりませんが実績です。

【奥澤部会長】 　3月までもう少しありますが、その中で大部分は過去形で、あるいは体言止めになっています。一部計画的な表現が見受けられますが、例えばこれだけではありませんが、1ページ目の一番上の小平市の記載も、教室を開催する、増やすといった、これから行うようなニュアンスで書かれておりますが、まだ3月までもう少しありますので、これから実施するという読み取り方をしたら良いのかどうか、分かりにくいと思いました。既に行われているものであれば、本日時点の資料として「何々した」などとしていただいたほうが資料として読みやすい印象を持ちましたので、その辺を御検討いただければと思います。回答は結構でございます。

【福田生活環境安全課長】 　ありがとうございます。確認をさせていただきます。

【奥澤部会長】 　他に何かございませんか。

よろしいでしょうか。

本日は次の情報提供でもたくさんの項目が用意されておりますので、先に進めさせていただきますと思います。

それでは続きまして、議事（2）の「情報提供」に移ります。

まず、アの「平成30年度課題別地域保健医療推進プランの取組について」事務局から説明をお願いいたします。

【山崎課長代理】 　生活環境安全課薬事指導推進担当の山崎と申します。

資料8を御覧ください。多摩小平保健所では、本年度、薬物問題を地域住民により身近に感じてもらうことで地域での乱用を許さない土壌づくりを進めていく。それとともに、薬物乱用防止推進地区協議会の活動への協力が深まるよう、新たな啓発手法として、地域の公共交通機関であるバスを利用した普及啓発を展開いたしました。

具体的には、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び麻薬覚醒剤乱用防止運動の実施時期に合

わせ、管内を走行するバスにおいて、ポスター掲示を行うとともに、啓発用のリーフレットを配布いたしました。併せて、保健所ホームページのトップページに特設コーナーを設け啓発を行いました。

使用した啓発物でございますが、この取組により、地域住民の薬物乱用防止活動への理解が深まり、協議会の活動の充実につながるものとしていくために、東京都の薬物乱用防止推進の啓発に使用されているキャラクターを取り入れ、活動の一体性に配慮するとともに、薬物乱用防止ポスター標語事業の地区受賞作品を活用して、視覚的にインパクトがあり、かつメッセージ性のあるものとなるよう独自のものを制作いたしました。資料にもおつけしてございますので、御覧いただければ幸いです。

実際の実施結果、実施規模でございますが、まず、6月の「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の時期に合わせて実施した状況でございますが、西武バス（滝山営業所・小平営業所）所属の121台のバスでは、6月19日から7月18日までポスターの掲出を行いました。また、地域のコミュニティバスである東村山グリーンバス（6台）、小平にじバス（3台）につきましては、7月1日から7月31日まで広告の掲出を実施いたしました。

次に、麻薬覚醒剤乱用防止推進運動の実施時期に合わせた状況でございますけれども、実施状況につきましては、ほぼ6月の「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の時期に実施した規模と同様でございます。ただ、この2回目につきましては、清瀬きよバス（3台）を追加させていただきまして実施をいたしました。

広告と併せて実施をいたしましたバス内でのリーフレットの配布の払出状況でございますが、バスによりばらつきが見られたものの、約半分から3分の1程度が払い出されたと推定されました。リーフレットが配置されているのがバス内であり、かつ移動中の乗客に手にとってもらうことを考慮いたしますと、おおむね配布の目的は達せられたのではないかと判断しております。

続きまして、ホームページのアクセス状況でございますが、効果の検証として、啓発を実施していない平成29年度とのアクセス数の変化を確認したところ、アクセス数の明らかな増加が確認されました。特に、この公共交通機関を活用したバス広告の実施期間につきましては、平成29年度に比べてアクセス数の増加が顕著でありました。このことから、バス広告のみならず、保健所が実施するホームページ等を通じた啓発への普及効果もあったものと判断をいたしました。

最後に、今後の取組でございますが、さらに効果確認をいたしまして、次年度の啓発実

施の参考として、管内各市の健康課にもアンケートを実施させていただきまして、来年度以降、効果的な普及に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

【奥澤部会長】      ありがとうございます。

地域の公共交通機関であるバスを活用した薬物乱用防止の普及啓発について報告がありました。

ただ今の説明に関しまして、何か御意見、御質問等ございましたらお願いします。

【青柳委員】      西東京市健康福祉部の青柳でございます。お世話になります。

事前にこの資料を送っていただき目を通したときに、西東京市のコミュニティバスでは実施をされておられませんでしたので担当に確認をしたところ、御連絡をいただいたときには広告枠の空きがなかったとの報告がありました。それで良かったのかどうか。また、仮に、今年度と同様に行うという前提で、6月と11月の枠はとりあえず押さえたのですが、平成31年度については、効果を検証するというお話もありましたが、どのような形をお考えになっているのか、お伺いできればと思っております。

【山崎課長代理】      御質問ありがとうございます。

御説明いただきましたように、私どもとしましては、当初は地域の公共交通機関、コミュニティバス全てで実施することを計画しておりましたが、西東京市のコミュニティバスにおきましては、非常に色々なところからの広告掲出の依頼が多いということで、依頼をさせていただきましたときには、一般枠、行政枠ともに空きがないということで、残念ながら断念したという経緯がございます。

次年度以降につきましては、特にコミュニティバスにつきましては、私どもから直接掲出をお願いする形がよろしいのか、市の健康課さん等に本年度実施した結果を踏まえて、覚醒剤乱用防止推進協議会の事務局として、こういった公共交通機関の普及啓発の広告をお願いするのか等については、今後検討してまいりたいと思っております。また、その際に啓発する資材については、次年度以降、保健所で予算化をして掲出用のポスター等を配布できるかどうか、今後検討させていただければと考えております。

【奥澤部会長】      よろしいでしょうか。

【青柳委員】      はい。

【奥澤部会長】      枠を押さえるという前向きな対応をとっていただいておりますので、ぜひとも保健所と連携をとって、少しでも多くの効果的な普及啓発ができるように努めて

いただければと思います。

他にはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは続きまして、伊の「旅館業法施行条例の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

【佐藤（康）課長代理】 生活環境安全課環境衛生推進第一担当の佐藤と申します。

私からは、旅館業法施行条例の一部改正について御説明いたします。

昨年6月に旅館業法が改正されまして、それに伴う条例の改正になりますけれども、近年東京を訪れる外国人が増えたということは、皆さんも感じていらっしゃるのではないかと思います。外国からのインバウンドに伴う宿泊者が増えるということがありますので、それに見合うような対応を旅館業法でも迫られたということで、国で法改正があり、主に規制緩和ということにはなりますけれども、それに併せて東京都でも構造設備等の基準を変えていくという形になりました。

資料9を御覧ください。こちらは、規制緩和になった部分と強化したところを一覧表で分かるように作りました。上から一つずつ御説明いたします。

まず、営業の種別については、今までは和室中心の旅館と洋室中心のホテル、これが大もとで区別されておりましたけれども、今は和洋室のつくりですとか、あまり洋室、和室という区分の必要がなくなりましたので、国でも旅館とホテルは営業を一緒にするという事で、右側の法改正の中では、旅館とホテル営業を一つのくくりで構造設備を見るという形になりました。

2番目です。玄関帳場の設置につきましても、以前は必ず玄関帳場があり、そこで受付をしてということでありましたけれども、今はインターネットの予約など、どこの誰だか分かるような状態で予約したりすることもあります。

また、ICTを活用すれば、緊急時の対応などもできるようになってきました。そのような意味で、必ずしも帳場等がなくても営業ができるため、規制緩和で変わるようになりました。新しく許可をとった施設では、インターネットに接続された防犯カメラなどで常時録画されているような状況で確認ができるようになっております。

3番目は客室の面積等です。左側には洋室と和室の広さの基準が載っておりますけれども、今は洋室、和室という区別ではなく、ベッドがあるかないかにより広さの基準を決めております。大きな既存の施設で、このあたりを直さなければならない施設は、管内では

一、二か所ありましたけれども、現状では問題がなくなっております。

次が規制緩和の若干大きなところですが、定員については規制がなくなりました。営業者としては、部屋の面積は7平米や9平米以上なければなりませんので、定員云々はあまり問題はありませんけれども、その次の客室数については、今までは旅館は必ず5部屋以上、ホテルであれば10部屋以上なければ営業ができませんでした。これはかなり本格的にその業をやるんだというものでなければ、旅館業やホテル業には参入できませんでしたが、今は客室数の規制がなくなりましたので、1部屋でも営業できるように変わりました。このため、1部屋で営業したいということで、構造設備等が十分合致していれば営業ができるように変わりました。このあたりは非常に大きな規制緩和の部分だと思います。

照度や洗面設備云々については、数的な規定をなくしたということでもあります。

一番下に、ロビー、食堂、調理場の規定がありますけれども、以前は例えばホテル営業であれば、必ずレストランがなければなりません。食事を提供するのがある程度前提で、業として成り立っておりましたけれども、今は必要なくなりました。規定自体が削除されておりますので、1部屋お部屋を提供して食事は提供しないということでも旅館業法として許可することになっております。このような面で、規制緩和のところが大きいように見受けられますけれども、逆に強化されているところもございます。

下段の表ですが、誰が営業して、どんな物件について営業するのかということです。このあたり、賃貸物件などでも、むやみやたらに営業できるということではなく、貸し出す側にしても、借り受ける側にしても、その物件について旅館業法にのっとって営業するというものが網羅されていなければなりません。土地や建物の登記事項等も含めて届出をしていただく形になりました。

2番目の人的要件ですが、以前から旅館業法違反や風営法違反などを含めて、人的要件について規制はありましたけれども、新たに「暴力団員でないこと」が追加されております。申請があったときに、営業所について、全て警視庁に照会をして、暴力団関係のメンバーでないことを確認をとることになっております。

次が営業施設の名称です。一部屋でも許可をとれるようになってしまうと、いろいろな賃貸アパートのようなところの一部屋で、何か外国人が出入りしているなど、そのようなことがあると、周りから、どういう人が出入りしているのかというのが、怪しいとかいうことになってしまいます。必ず保健所に届出をし、許可を受けた営業施設名称を必ず表示をしてもらうということになりました。この表示については、東京都では、月ごとに新た

に旅館業の許可をとった施設については、東京都全体のホームページで表示するようにしておりますので、許可をとっているかどうか分かるようにしております。

次の、トイレ・洗面の共用タオルのところは、衛生面のために、石けんやハンドソープも設置することになりました。

大きな改正点は、その次の他の部署との連携です。旅館業の許可については、以前から消防署には旅館業の申請があれば通知を出しておりましたがけれども、併せて、他法令、建築基準法や都市計画法についても連携をとるために、各市のまちづくりの所管部署にも通知をすることになりました。これは6月からではなく、この一部改正が始まったのは12月末からですけれども、このように変わっております。

次に、今まで罰則について、罰金の額がほとんど変わっていなかったものが強化され、無許可であれば100万円、その他の旅館業法違反であれば50万円まで引き上げられました。

無許可の旅館業の施設などの通報があった場合は、連携をとりながら、保健所でも立ち入りする権限が付与されました。このあたりが規制強化の部分になります。

参考までに、住宅宿泊事業法いわゆる民泊新法というのも6月15日に施行されております。それにのっとりまして、自分が住んでいる住宅の一部を民泊として貸し出したりするなど、旅館業法によらずに宿泊させることができるようになっております。

管内については、都心ほどではありませんけれども、裏面にあります22物件で現在届出がされております。花小金井南町の同一建物は、マンションの3部屋を違う時期に届出がされています。東村山市の多摩湖町は少しずつ住所が違いますので、戸建て物件を提供しているのではないかと思います。このように6月から現在まで22件が住宅宿泊事業法で届出がされました。

規制緩和された旅館業法では、保健所でどれだけ許可されたのかといいますと、全部で6物件あります。そのうちの2番から6番は、賃貸物件の2階建て、3階建てのアパートの各部屋で許可をとったということです。

住宅宿泊事業法と旅館業法、それぞれメリット、デメリットがございます。それを示したのが次のページになります。大きな違いは、それを営業できる地域です。住宅宿泊事業法では、当然、住宅専用地域で可能ということですので、現在住んでいる住宅で1部屋空いているから提供したりなど、そのようなことで提供することができることとなります。旅館業は、住居専用地域は不可です。たとえ1部屋提供したいといっても、旅館業の許可



は出ません。このあたりが大きな違いになります。

もう一つ大きな違いがあるのが、営業日数制限でございます。当然、旅館業は通年で、何日、どの日で営業しても構いませんが、住宅宿泊事業については、180日を上限としています。1年のうち半分しか宿泊させることができません。そのあたりは旅館業にかかる業界団体からの考えもあって、このように落ち着いたと思いますけれども、実際のところ営業者はどちらを選択するかということになりますが、新たに宿泊させたい、収入を得たいということになりますと、例えば駅周辺でお客さんも来るようなところであれば、ほとんどが商業地域になってしまうわけです。そうなると、住宅宿泊事業で届出するメリットはあまりないということで、旅館業法で申請したほうが良いということがあります。当然180日以上営業できますから。そのような意味で、東村山市栄町の申請は営業日数も考えて旅館業の許可をとったというのが経緯としてあります。

以上が旅館業法の改正内容の御説明になります。

以上です。

**【奥澤部会長】** 旅館業法施行条例の一部改正について、規制緩和や規制強化という両面からの説明と、併せて民泊に関する情報提供をいただきました。

ただ今の説明に関して、何か御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

・・・

私から1点だけよろしいでしょうか。最後の別添資料に、旅館業と新しい民泊事業を比較した表がありますけれども、民泊の一番下に、本庁として産業労働局と福祉保健局があります。基本的には、届出を受けるのは産業労働局であるという理解をしておりますが、福祉保健局のかかわりはどのようなものでしょうか。

**【佐藤（康）課長代理】** 旅館業法の違法通報については、その施設が、民泊に関する届出をしているかもしれません。産業労働局では今どうなっているのか、保健所では把握できないときもありますけれども、実際に届出をしていないということになりますと、本庁の福祉保健局を経由して保健所に立ち入りなどの依頼があるということです。

東京都の場合は、産業労働局と福祉保健局のそれぞれに届出の窓口がありますけれども、23区内や保健所設置市の八王子市や町田市では、保健所が窓口となっているところもございますので、一つのところで手続きが済むようなところもあります。

**【奥澤部会長】** ありがとうございます。要するに、福祉保健局が絡むのは、旅館業法

との絡みという理解でよろしいですね。

【佐藤（康）課長代理】 もちろんそうです。

【奥澤部会長】 他にはいかがでしょう。どうぞ。

【北村委員】 北多摩北部保健医療圏内の民泊は増えそうでしょうか。

【佐藤（康）課長代理】 住宅宿泊事業法は、手続をどのようにしているかは分かりませんが、旅館業法では、今5件出ていますけれども、この5件の営業者は2人おりまして、一人は同じアパートでもう1部屋増やそうとしています。要は、毎日のように宿泊者がいるようなので増やしたい。一部の人は、そのように増やそうということがありませんけれども、それ以外で新規の相談は、今のところありません。ただし、今後は分かりません。

【北村委員】 ありがとうございます。

【奥澤部会長】 他にはいかがでしょうか。

では、よろしければ、次に進めたいと思います。

次に、ウの「食品衛生法等の一部改正について」と、エの「食中毒の発生について」の2つをまとめて事務局から説明をお願いいたします。

【福田生活環境安全課長】 初めに、私から食品衛生法等の一部改正について御説明をいたします。

資料10を御覧ください。法改正の概要が1枚目に記載してありまして、2枚目以降は、スケジュールや個別の説明になります。

まず、改正の趣旨について、上段に記載されています。我が国の食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するためとありますが、前回の改正が平成15年ということで、あれから15年経過し非常に大きく変わってきています。具体的には、外食や中食のニーズの増大です。共働きなどが増えまして、外食をされる方や、惣菜や弁当を買って家で食べるという中食が増えてきています。そして食中毒です。刻みノリ事件が以前にありました。また、O-157のポテトサラダやトングなどが話題になりました。そのような散発的な、関東一円ですとか、エリアをまたぐような事例が増えてきて、しかも、ノロウイルスやO-157といったものが増えてきています。御案内のとおり、オリンピックやワールドカップ・ラグビーがあり、国際化というものもありまして、そういったものを背景に改正が行われるものでございます。

改正の概要は、1番から7番まであります。よくHACCP（ハサップ）等々が注目さ

れますけれども、1番の「広域的な食中毒事案への対策強化」というのが、今お話をした、エリア等が広がった、エリアをまたいだような散発事例です。ノロウイルスやO-157といったものへの対策をとるために、連携するための委員会を設置したり、6番の「食品リコール情報の報告制度の創設」ということで、自治体からのリコール制度というものを国で定めて制度化しようというものなど、いろいろありますが、保健所に特に関係があり、一番の目玉となるものが、2番の「HACCPに沿った衛生管理の制度化」でございます。原則として、全ての食品等事業者に、一般衛生管理に加えて、HACCPに沿った衛生管理の実施を求めるといふものになります。

これについては、資料の4ページ目に「HACCPに沿った衛生管理の制度化」という説明がございます。これは、全ての食品事業者がHACCPという計画を作ることで、問題点や対策などをあらかじめ分析をして、経験とか勘に頼るものではなく、科学的に衛生管理を行っていこうというものになります。

制度の概要として、真ん中に大きな囲いが2つありまして、左側に「食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組（HACCPに基づく衛生管理）」、その右側に「取り扱う食品の特性等に応じた取組（HACCPの考え方を取り入れた衛生管理）」でございます。HACCPの考え方を取り入れた衛生管理というのは、手引書を各食品団体が作っておりますので、簡略化されたアプローチで衛生管理を行うというものになります。対象者は、小規模事業者では「食品の製造及び加工に従事する者の総数が50人未満の者」ですとか、3つ目の◆の「提供する食品の種類が多く、変更頻度が頻繁な業種」では、惣菜や弁当の製造や給食施設などが簡略化されたアプローチによる衛生管理、HACCPの対応になります。

その次のページが、業種ごとの手引書の状況です。既に厚生労働省のホームページで公表している業種もありますし、まだ検討中のものもございます。

以上がHACCPの説明でございますが、保健所にかかわりがあるものとして、営業許可制度が見直されますので、御説明をさせていただきます。

資料の9ページに「営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設」というものがございます。営業許可制度も実は昭和47年から変わっておりませんので、実態にそぐわなくなっている部分がございます。具体的にどういうことかといいますと、例えば当時、コンビニエンスストアというものは多分なかったと思うんですけれども、今はたくさんあります。小さなコンビニエンスストアでも多くの許可を取らなければいけません。下段に

現行の34の許可業種が書いてありますけれども、一つのコンビニエンスストアで、例えば飲食店営業や乳類販売、食肉販売など、多くの許可を取らなければいけませんので、そういうものを見直していこうということです。現行と改正後の対比表が出ておりまして、許可の手前と申しますか、許可と許可の対象外の間、届出というものを設けて、対象外と届出、許可などをより細分化するといえますか、届出という、衛生への影響が許可ほどは高くありませんけれども、認知しておいたほうが良い、確認しておいたほうが良いという業種を設けたものでございます。これも保健所に大きくかかわりがありますので、御説明をさせていただきました。

続きまして食中毒の発生について、担当の課長代理より御説明をさせていただきます。

**【中島課長代理】** 生活環境安全課食品衛生推進第一担当の中島と申します。よろしくお願いたします。

資料は11-1から御説明させていただきたいと思っております。こちらの資料でございますけれども、報道発表資料になりまして、2018年9月11日に都庁でプレス発表をした内容になります。食中毒の発生について、寿司チェーン店で発生した食中毒になります。実際、調査してきましたところ、都内に15店舗あり、その中で13店舗が食中毒として断定されています。また、チェーン店ですので、全体では24店舗中23店舗で有症者が確認されておりまして、21店舗が食中毒として断定されている事件でございます。

多摩小平保健所管内の事例が都内での第一号事例ということになりまして、多摩小平保健所と町田市の保健所が同じ日に断定したため代表事例になっております。

内容ですけれども、9月3日月曜日に、小平市内の飲食店から「9月1日に出前のお寿司を食べた4名中3名が下痢をしています。」という連絡が保健所にございました。調べたところ、9月1日に食べたもので、出前のお寿司で4名中3名が発症し、発症は翌日の9月2日午前4時から午前6時ということになりました。共通食はこの店しかないことを確認しました。それから、複数の患者のふん便から腸炎ビブリオを検出しまして、症状としては下痢など、潜伏時間はこの場合16時間から18時間でしたけれども、潜伏期間も腸炎ビブリオのものと同じであると確認しました。また、食品からも腸炎ビブリオを検出しましたので、お医者さんからの食中毒の届出をもって、食中毒と断定しております。町田市も同じような形で、食中毒と断定しました。

備考に記載してありますけれども、プレス発表時点で、都内のチェーン店13店舗を8月31日から9月3日に利用した38グループから体調不良の申出があり、現在調査中と

いう内容でプレスをしております。

裏面を御覧いただければと思いますけれども、詳しい住所や営業者氏名などは●になっております。これは、東京都のホームページで見られる現在の情報をそのまま持ってきましたので、恐縮ですが、このような形をとらせていただいております。

主なメニューとしては寿司で、中トロ、カンパチ、生ウニなどでしたので、生ウニが疑われたんですけれども、最終的に断定まではいたっておりませんが、生ウニが原因食品として疑われた事例でございます。

次に、資料11-2を御覧ください。こちらは食中毒の速報値ということで、12月31日現在の資料になります。事件数としては、本年は176件ということで、昨年は132件でしたので44件ほど増えています。患者数については、1,574名ということで若干減っています。昨年のもは、先ほどもお話がありましたが、刻みノリで1,000名規模の食中毒がありましたので、このような状況になっているかと思えます。

裏面を御覧ください。平成30年の発生状況が書かれておりますが、ノロウイルス、カンピロバクターについては例年どおりですが、腸炎ビブリオについては前年ゼロ件のところ、これは同一の事件で13件、121名の食中毒として計上されています。目立つところでは、アニサキスがまだまだ増えておりまして、前年が45件だったものが平成30年では73件になっております。

資料11-3を御覧ください。これは、多摩小平保健所管内における平成30年の食中毒事件の一覧になります。9月1日と9月2日については、先ほどお話しした腸炎ビブリオの事件で、この管内では、プレス発表した件以外に、もう一件、同じ寿司チェーンで起きております。合計2件起きているということです。

3月6日のものにつきましては、鶏のももの肉を使ったクリーム煮を含むビュッフェ料理で、ウェルシュ菌による食中毒が起きております。これも典型的なもので、大きい鍋で大量調理したものを、氷冷はしていたんですけれども、冷蔵保管して、3、4日間連続して提供していました。再加熱と陳列中の段階の温度管理が不十分で増菌させたことが考えられる事件です。特に、ビュッフェ料理ですから、加温しながら陳列するんですが、菌が増えやすい温度で陳列していたことが原因の一つと考えられる事件でした。

資料11-4につきましては、腸炎ビブリオの資料です。海の魚介類に多く、夏場に多い。潜伏時間は8時間から24時間というようなことが書かれてあります。

以上になります。

【奥澤部会長】       ありがとうございます。

食品衛生法の一部改正の中で、HACCPの制度化、あるいは許可制度の見直し、また、都内及びこの圏域内で発生いたしました食中毒事件について報告をいただきました。

ただ今の説明に関して、何か御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

何かございませんか。

．．．

よろしいですか。

特になければ、次のオ「栄養・食生活連携会議」及び「食を通した健康づくりネットワーク会議」について、事務局から説明をお願いいたします。

【栗原課長代理】       生活環境安全課保健栄養推進担当の栗原と申します。よろしく願いいたします。

私からは、「栄養・食生活連携会議」及び「食を通した地域の健康づくりネットワーク会議」について御報告させていただきます。

11月29日に開催しました「栄養・食生活連携会議」と、1月17日に開催いたしました「食を通した地域の健康づくりネットワーク会議」です。資料12-1と資料12-2に次節を載せておりますので、御確認ください。

御説明をする前に、まず、この2つの会議の位置づけについてお話しさせていただきます。その資料としまして、資料12-3裏面の表の右側、少し小さくて見づらいんですけども、改正前と書いてある図を御覧ください。

北多摩北部地域保健医療協議会の下に3つの部会があります。そのうちの一つ、くらしの衛生部会の下部組織として栄養・食生活連携会議を位置づけております。栄養・食生活連携会議では、管内の5市の関係機関、関係団体及び学識経験者等で構成されております。推進プランに掲げる食からの健康づくりを推進する方策等の検討の場としております。さらに、栄養・食生活連携会議で示された方策について、具体的に検討して実施するための場として、こちらの食を通した地域の健康づくりネットワーク会議があります。

今回のこの2つの会議では、主に今年度からの推進プラン、食からの健康づくりと、今後の食を通した地域の健康づくり推進体制について検討をしました。

推進プランでは、これまで圏域の栄養改善目標として取り組んでまいりました朝食の欠食を減らすこと、野菜の摂取量を増やすことは一定の成果を得られたと判断し、新たに、生涯にわたる食を通した地域の健康づくりの充実として、適切な量と質の食事の推進を掲

げて、生活習慣病の発症予防、重症化予防をさらに図り、また、ライフステージに応じた食に関する健康づくりを総合的に展開していきたいと思っております。

適切な量と質の食事の推進としては、栄養バランスのとれた食事の普及啓発と、十分な野菜が摂取できる食環境整備を圏域の栄養目標としました。この2つの栄養目標の推進に当たりましては、5市の関係者の皆さんと連携し、また、給食施設ですとか、関係団体と協働を図りながら、今後、栄養バランスのとれた食事の普及として、主食、主菜、副菜をそろえた食事の普及や、生活習慣予防に深く関わり、健康づくりに役立つ重要な情報源でもあります栄養成分表示の活用方法について、また、十分な野菜が摂取できる食環境整備としては、野菜メニュー店の店舗整備や、市民への、この店舗の利用促進について検討し具体的に進めていきたいと考えております。

次に、2つ目の、今後の食を通じた地域の健康づくりの推進体制ですが、冒頭で御説明しましたとおり、体制につきましては、資料12-3のとおり、平成31年度からは、栄養・食生活連携会議は、こちらのくらしの衛生部会に発展合併させ検討をしていきたいと思っております。また、この改正に伴いまして、食を通じた地域の健康づくりネットワーク会議は、所掌事務、開催時期、委員構成の拡充を図りながら、まだ案の段階ではございますが、資料12-4、東京都多摩小平保健所における食を通じた地域の健康づくりネットワーク会議設置要領を制定いたしまして、開催をしていく予定でございます。

もう一つになります。資料13を御覧ください。こちらは食品表示法に基づく栄養成分表示についてです。2020年4月から、原則、例1のとおり、全ての消費者向けの加工食品及び添加物に栄養成分表示が必要になります。また、例2のとおり、従来の表示方法のナトリウムが、食塩相当量に換算して表示をしなければならなくなります。このように、移行期間が終了する平成31年度は、特に食品衛生担当部署と連携を図りながら、事業者への新基準への移行に関して適切に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

**【奥澤部会長】** 栄養・食生活に関する会議体の整理・統合の件と、2020年4月から始まります栄養成分表示の義務化について報告をいただきました。

ただ今の説明に関して、何か御質問、御意見がございましたら、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

・・・

よろしければ、先に進めたいと思います。

情報提供の最後といたしまして、カの「東京都受動喫煙防止条例」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【佐藤（晃）課長代理】 企画調整課企画調整担当の佐藤と申します。よろしくお願ひします。

私からは、資料14、昨年6月の都議会で可決成立しました東京都受動喫煙防止条例について御説明をいたします。

資料1枚目の下段に、条例第1条の目的についての記載がございます。日本では、受動喫煙による年間の死亡者数が約1万5,000人と推定されております。このため、都の条例では、東京都、都民及び保護者の責務を明らかにするとともに、受動喫煙を避けることのできる環境の整備を促進することにより、受動喫煙による都民の健康への悪影響を未然に防止するということを目的としております。

資料をおめくりいただきまして、条例の対象施設のポイントと、施設類型について御説明をいたします。条例の対象施設は、学校・医療機関・児童福祉施設・行政施設等の第一種施設。それから、公衆喫煙所、たばこ販売所、シガーバーなどの喫煙目的施設。そして、それ以外の多数の者が利用する第二種施設ということで区分されております。第一種施設におきましては敷地内禁煙、第二種施設においては原則屋内禁煙とされております。東京都の条例につきましては、国の健康増進法に上乘せする規定となっております、東京都独自の規定を設けております。

資料の左下に施設類型の概要の表に赤い枠で示してございますけれども、小学校、中学校、高等学校、それから保育所、幼稚園におきましては、努力義務の規定ではございますが、屋外に喫煙場所を設置することも不可とされております。

また、下のほう、飲食店におきましては、健康増進法では、客席面積100平米以下で、個人または中小企業が経営している場合は規制の対象外となっておりますが、東京都の条例では、その部分も規制の対象としております。ただし、従業員を雇用していない場合には、禁煙とするか、喫煙可能とするかを選択できるということになっております。

資料、2枚目の下段に、条例第3条から第5条までに規定されております東京都の責務、都民の責務、保護者の責務について、また、その下に、条例第7条に規定する、喫煙をする際の配慮義務等について記載をしております。

資料をめくっていただきまして、条例の施行スケジュールでございますけれども、ただ



今御説明した都・都民・保護者の責務等につきましては、今年の1月1日付で一部施行されております。また、学校・病院・児童福祉施設、行政機関等の第一種施設における敷地内禁煙、また、店頭表示ステッカーの義務化につきましては、9月1日までの間に東京都の規則で定める日に施行されることとなっております。そして、最終的には、オリンピックが開催されます2020年4月1日に条例が全面施行されるということになっております。

このように条例は段階的に施行されてまいりますが、今年度から東京都受動喫煙防止対策についての普及啓発、広報活動に取り組んでおります。

次の資料が、受動喫煙防止対策のAIチャットボットサービスについての説明資料でございます。受動喫煙防止対策に関する都民や事業者の方々からの問い合わせに対応するため、このサービスを開始しております。パソコンやスマートフォンから質問を入力しますと、AIすなわち人工知能がその意味を理解して、自動で回答するというようなサービスになっております。1月18日からこのシステムが稼働しております。

1枚めくっていただきまして、このページは専門アドバイザーによる相談事業の資料になっております。福祉保健局においては、これまでも電話による相談、電話番号は下のほうに書いてあります「0570-069690（もくもくゼロ）」という番号でございますが、この番号で相談事業を行っておりますけれども、専用室の設置等について、専門的なアドバイスを受けたい方のために、都がアドバイザーを派遣して、施設の実地での助言や調査を行う事業を開始しております。

また、裏面には、経営上の相談やアドバイスを受けたい飲食店・宿泊施設の方のために専門家を派遣する事業も開始されております。こちらは産業労働局が所管しております。

この2つの事業とも、相談費用は無料となっております。1月25日から、この相談事業を開始しております。

最後に、施設管理者向けの説明会についての御案内でございます。第1回は2月22日金曜日に開催する予定でございます。主に学校、医療機関、児童福祉施設の施設管理者、また、企業の施設管理者を対象としております。

第2回目は、下段に書いてありますが、3月25日月曜日を予定してございまして、飲食店や企業を対象にする予定となっております。お時間がございましたら、ぜひ御参加いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、私から都の条例の内容と相談事業について御紹介させて

いただきました。

以上でございます。

【奥澤部会長】 ありがとうございます。

ただ今東京都受動喫煙防止条例につきまして説明をいただきました。

この受動喫煙防止につきましては、身近な飲食店等をはじめ、皆さん御関心が高いところだと思いますが、何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

・・・

よろしいですか。

それでは議事の最後、(3)の「その他」でございますが、これまでの全体の議事を通じまして、何か御意見、御質問、あるいは委員の皆様方から、この場で何か情報提供する話題等がございましたら、御発言をよろしくお願いいたします。

小山委員、どうぞ。

【小山委員】 小山でございます。

少し戻らせていただきまして、資料12-4の第2に「栄養バランスのとれた食事の普及に関すること」というのがございます。

食事については、現在では、外食であったりお惣菜やお弁当を買ったりと、そのような機会が大変増えてきているかと思えます。その中で、やはりバランスのとれた食事とよく言われておりまして、それにはタンパク質や野菜が含まれておりますが、例えば、お弁当を選ぶ時に「この野菜は入っています」というように、見た目で見えるように、簡単に手軽にできるアドバイスがあると良いと思っております。

そういう意味では、資料13の栄養成分表示のところ、ロースハムで例示が示されていますが、今まではナトリウムが書かれていたのですが、今後は食塩相当量として書かれるということですが、このような表示は、本当に見やすく分かりやすいものが良いと思っております。

感想のようなことで、すみません。

【奥澤部会長】 ありがとうございます。良い方向で改正されているという御意見でよろしいでしょうか。せっかく制度が良い方向で改正されておりますので、表示を実際に消費者の方が見て理解できるように、普及啓発等を行っていただければと思います。

他にいかがでしょうか。

どうぞ。

【榎本委員】 小平環境衛生協会の榎本です。

受動喫煙防止条例についてですけれども、私どもの協会や美容組合、理容組合等で、東京都からのステッカーを何回か配布させていただいておりますけれども、お店の雰囲気にもぐわれないなどでなかなか貼っていただけない方もいらっしゃいますので、東京都から、ステッカーを貼るよう強く周知徹底していただければ、貼る方も多くなるかと思えます。

また、業種によって相当苦しいところもあると思えますけれども、これは決まったもので仕方ありませんので、保健所や東京都からも、どんどんプッシュしていただきたいなと思っております。よろしくお願いします。

【奥澤部会長】 事務局から何かございますか。

前段のステッカーについては、少し強く指導してほしいということですよ。

【榎本委員】 そうですね。要望ですので、よろしくお願いいたします。

【佐藤（晃）課長代理】 ステッカー、いわゆる標識でございますけれども、これは国が標識のひな形を示しております、それをもとにして、東京都で作る予定でございます。デザイン的には全国共通に近いような形になると思えますので、そこは御了承いただきたいと思えます。

それから、各事業者さん、特に飲食店の方に対しては、これから東京都でも、条例の内容の周知、普及啓発に取り組んでいくところでございますので、よろしくお願いいたしますと思えます。

【奥澤部会長】 よろしいでしょうか。

【榎本委員】 はい。

【奥澤部会長】 他にいかがでしょう。

特にないようですので、事務局から何かございますか。

【井上企画調整課長】 本協議会の委員の任期につきましてお話をさせていただきたいと存じます。

本日お配りしております協議会設置要綱の第5におきまして、委員の任期が2年以内で、再任については妨げないと規定されております。委員の皆様には、本部会や協議会に御参画いただきまして、本圏域の保健、医療、福祉の向上に御尽力をいただきましたことに深く感謝を申し上げます。

今回で最後となる委員の方もいらっしゃるかと存じますけれども、今後とも圏域の取組

に御理解、御協力を賜りたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

私からは、以上でございます。

**【奥澤部会長】** 以上で、予定されておりました議事は終了いたしました。

いろいろと貴重な御意見等をいただきまして、ありがとうございました。また、円滑な議事運営に御協力をいただき、無事、議事が終了したことにお礼を申し上げます。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

**【福田生活環境安全課長】** 長時間に亘りまして、御討議をいただきましてありがとうございます。

本日の御意見をもとに、今後、保健所において実施しております様々な事業につきまして、できる限り反映させていくとともに、関係機関・団体の皆様との連携もより一層強化をしていきたいと考えております。

また、本日御討議いただきました議事につきましては、平成31年度に開催いたします地域保健医療協議会（親会）に御報告をさせていただきます。

それでは、これもちまして、平成30年度くらしの衛生部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

閉会：午後2時35分